

議案第79号

松阪市旧小津清左衛門家条例の一部改正について

松阪市旧小津清左衛門家条例（平成17年松阪市条例第260号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市旧小津清左衛門家条例の一部を改正する条例

松阪市旧小津清左衛門家条例（平成17年松阪市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ただし書中「その翌日」を「翌日以後の最初の休日でない日」に改める。

第5条第5項中「及び第3項」を「、第3項及び第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を割り引くことができる。この場合において、入館料は、別表第1中割引欄に定める額を適用するものとする。

第12条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「特に必要があると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、「使用料を」の次に「減額し、又は」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 第17条第1項の規定により指定を受けた指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

第17条第2項第2号中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは」を「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは」とあるのは「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは」に改める。

別表第1中「入館券」を「通常」に、「共通券」を「割引」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 団体は、20人以上の場合に適用する。

別表第 2 中「4,400 円」を「4,600 円」に、「2,200 円」を「3,300 円」に、「6,600 円」を「13,800 円」に、「3,300 円」を「9,900 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 12 条及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免及び使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免及び使用料についてはなお従前の例による。